

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

自殺対策ゲートキーパーポータルサイト構築業務

2 業務の内容

【別紙1】「業務概要」のとおり

概算業務価格（上限）は、4,800千円（税込）です。

3 提案資格

以下の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託関係）において、種目「316：コンピュータ業務」の細目「A：ソフトウェア開発・改修」で登録されている者であること。（ただし、未だ登録されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託関係）の登録申請をしており、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する見込みである者を含む。）
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。

4 プロポーザル参加の手続き（参加意向申出書（様式1）の提出）

本委託業務のプロポーザルに参加意向がある場合は提出をお願いします。

横浜市一般競争入札有資格者名簿への登録申請中の場合は、参加意向申出書とともに、登録申請中であることを確認するものとして、入札参加資格審査申請（令和6年度申請用）の「申請受付内容及び入札参加資格審査申請書の写し」（資格審査申請システムから再印刷が可能です。）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年6月28日（金） 17時まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市健康福祉局こころの健康相談センター
担当 福石、石川
〒231-0005 横浜市中区本町2丁目22番地 京阪横浜ビル10階
E-mail kf-ikiru@city.yokohama.jp
TEL 662-3558
FAX 662-3525
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
(ただし、持参以外は到着確認を行ってください。)

5 参加資格確認結果の通知（様式2）

参加意向申出書提出者のうち、3の提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を記した参加資格確認結果を通知します。また、参加資格が認められた者については、プロポーザル関係書類提出要請書（様式3）を送付します。なお、「参加意向申出書」提出後、又は「提案資格確認結果通知書」の受領後に辞退する場合は、「辞退届（様式4）」を書面にて提出してください。

- (1) 通知日 令和6年7月5日（金）までに行います。
- (2) その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が認められなかった理由の説明を求めることができます。
なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。
本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求

めた者に対し書面により回答します。

6 質問書（様式5）の提出

本要領の内容について疑義のある場合は次により質問書の提出をお願いします。

提出された質問内容及び回答については、プロポーザル関係書類提出要請者全員に通知します。なお、質問事項の無い場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和6年7月17日（水） 17時まで（必着）
- (2) 提出先 4（2）と同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送または電子メール
(ただし、持参以外は到着確認を行ってください。)
- (4) 回答送付日及び方法 令和6年7月22日（月） 電子メールによる

7 提案書の提出

「5 提案資格確認結果の通知」で、提案資格を有すると認められた応募者は、【別紙2】「提案書の作成について」に基づき、提案書の作成をお願いします。また、作成にあたっては、【別紙1】「業務概要」の趣旨を踏まえて具体的な提案内容を記載してください。

(1) 提出方法

- ア 提出部数 2部（正1部、複写用1部）
提案書（様式6） 1部
提案書の開示に係る意向申出書（様式7） 1部
- イ 提出先 4（2）と同じ
- ウ 提出期限 令和6年7月31日（水） 17時まで（必着）
- エ 提出方法 郵送又は持参（ただし、郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

(2) その他

- ア 様式の定めがあるものについては、所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- オ 提案内容の変更は認められません。

※【別紙3】「提出物チェックリスト」にて、不足等がないかご確認ください。

8 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和6年8月19日（月）予定 30分程度（質疑応答含む）
- (2) 実施場所 横浜市の指定する場所
- (3) 実施方法 ヒアリング時は「7（1）」で提出した資料を使用し、プレゼンテーションを行うものとします。なお、資料の変更・追加は認めません。プレゼンテーションは20分程度で実施し、その後、別途質疑応答を行います。
- (4) 機材等 ノートパソコンの持込み可。モニターについては本市で用意します。
- (5) 出席者 総括責任者又は主任責任者を含む3名以下としてください。
- (6) その他
 - ア 説明は、公正を期すために、企業名等は伏せてください。
 - イ 説明者は、本業務に直接携わる予定の者としてください。
 - ウ 日時・場所等の詳細については、ヒアリング対象者に別途通知します。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	健康福祉局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	自殺対策ゲートキーパーポータルサイト構築業務に係るプロポーザル評価委員会
----	---------------------------	--------------------------------------

所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委員	健康福祉局 副局長 総務課長 職員課長 企画課長 福祉保健課長 生活支援課長 障害施策推進課長 高齢健康福祉課長 経理係長	健康福祉局 企画課長 障害施策推進課長 精神保健福祉課長 こころの健康相談センター長 デジタル統括本部 デジタル・デザイン室担当課長

10 評価基準

【別紙4】「提案書評価基準」のとおり

11 特定・非特定の通知 (様式8)

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知時期

令和6年9月中旬頃

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は、本市が通知を送付した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までには提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルの取扱い

(1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

(1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。

(2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員と接触があったもの。
- (8) ヒアリングに出席しなかったもの。

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等にかかる費用は、貴法人の負担とします。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。
- (4) 令和6年度の事業実施期間は、契約締結日から令和7年3月31日までです。
- (5) 自殺対策ゲートキーパーポータルサイト構築業務委託の受託者としての指定期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとし、当該年度の履行状況が良好と認められた場合で翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、特定期間中は単年度ごとに契約を締結します。
- (6) 翌年度以降の契約にあたっては、横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)に登載されていることが必要です。